



第8号

# 柏ビレジ・ニュース

柏ビレジ自治会発行



1985年10月30日

## 「共有施設管理組合」発足 組合長に近藤英二氏 組合費は自動振替で

住民の皆さまが入居に際し東急不動産との間で覚書を取りかわしましたように昭和六十年十月一日をもって、柏ビレジ住民の共有施設の一つであるテレビ視聴施設が移管となり、このたび管理組合が発足いたしました。

この共有施設管理組合は柏ビレジ全住民が組合員となります。したがって管理組合の設立は本来、組合員総会を開き、種々の規約など決めて行くべきですが、六十年度の柏ビレジ自治会総会の決議にもとづいて、自治会役員会が組合の設立準備を進めてきました。来年四月予定されている自治会総会と同時に管理組合総会を開催し、組合規約、役員などご承認いただくこととなります。この間は臨時体制で進めていくこととなります。初代の組合理事としては、自治会各支部より選出されました七名、現在の自治会の会長および副会長、施設部員など自治会役員の一部から合計十五名を選出し、自治会役員会の承認を得ました。九月二十八日に第一回理事会を開き、共有施設管理組合の役員および理事を決定いたしました。第一回の理事会において、当面、次の事務を行うことを決めました。

組合長	近藤 英二(自治会会長)
副組合長	岡井 紀道(自治会役員)
会計理事	室田 文男(自治会施設部)
	宮定 俊作(第七支部選出)
	黒羽 順之(第三支部選出)
監査役	筑紫 元輝(第五支部選出)
	萩原 辰雄(自治会施設部)
理事	出口 孝人(第一支部選出)
	村田 英美(第二支部選出)
	落合 伸二(第四支部選出)
	荻生 昭二(第六支部選出)
	三木 茂武(自治会副会長)
	中田 捷夫(同)
	戸崎 巖(同)
	加藤 凱久(自治会施設部)



- ① 柏ビレジ共有施設管理規約の制定
- ② テレビ視聴施設の維持管理を委託する業者と東急不動産との間の三者間契約・覚書の交換
- ③ 今まで住民の皆さまが、東急不動産にお支払いただいていたテレビ視聴施設の大修理充当金の組合への移管
- ④ 東急不動産にかわって今後の組合費(維持管理費と大修理充当金)の徴収およびその管理

大修理充当金は今までこれを取りくずして使うような故障は発生しておらず、約一千万円が積み立てられています(九月三十日現在)。また、修理費も業者(住友電工を予定)の見積りから判断しますと、今後一年半は不測の事態がない限り今まで通りの費用でまかなえる見込みです。組合費も従来、皆さまがお支払になっていた月額六〇〇円を据えおける見通しです。

つきましては、保守維持管理費二〇〇円、大修理充当金四〇〇円について、六十一年五月分までを、年末まで自動引き落としさせていただきます。また、自動振替の手続きをとっておられない方は、別途、手続き方をお願ひします。

映像時代を先取りしたシステムです。屋根にアンテナのない緑美しい皆さまの柏ビレジ—その住民の皆さまの大事な共有施設であるテレビ視聴施設を管理する皆さまの管理組合が誕生したわけです。この団地内では個別アンテナの設置は認められていませんので、もし設置されている方がおられましたら撤去をお願いいたします。皆で大事に育てて行きたいと念じています。(施設部・共有施設管理組合)

実現するとしても早くて来年ですが、この件に関するご意見やご要望をお寄せ下さい。(各支部長または自治会文化部担当の進藤II 73-11、31-6529 IIまで)。  
なお、開催の検討に  
伴い、文化部ではビレジ内で各種の文化活動を進めているサークル、個人の連絡網づくりを進めています。追って回覧でご案内しますのでご協力下さい。(文化部)

緊急連絡でご承知と思いますが、最近ビレジ内で現金盗難被害が頻発しています。早晩、戸締りしていない小窓(出窓や台所の小窓)や二階の窓から侵入してくるケースが多いようです。幸い人身被害は出ていませんが、夜間や留守にするときは、戸締りの再点検をして下さい。近所同志で留守中は気をつけあいましょう。怪しい物音や人物に気づいたら、一〇番して下さい。警察も犯人逮捕のためパトカーを待機させています。非常ベルの活用も考えられるので、押ボタンの位置や使い方を再確認しておきましょう。家の周囲が暗い場合は、常夜灯の設置も有効です。

第七回田中地区文化祭(田中コミュニティ住宅協議会主催)が十一月九、十日の両日、田中近隣センターと同体育館で開かれます。センターでは、絵画、書道、手芸、陶芸、生花などのサークル活動をされている住民の作品展を中心になります。詳細は別途、配布の回覧の案内を参照して下さい。

参加希望者は回覧される参加申し込み用紙で個人、サークル単位に田中近隣センターへ直接、申し込んで下さい。問い合わせはセンター(33-1000)へ。

柏ビレジ自治会では現在、ビレジ独自の文化祭開催が可能かどうか、検討を進めています。近隣センターを利用したサークル活動、三菱銀行出張所の店内での作品展などが活発なうえ、ビレジ住居の親睦を図る上からも有益というご意見や、完成した自治会館の有効利用の声も寄せられています。

ビレジ内にも駐車禁止地域があるのをご存知ですか? ビレジの幹線道路は、道交法による「駐車禁止」「追越禁止」に指定されています。とくにショッピングセンター付近の駐車はバスの運行や車のすれ違いに支障をきたし、事故を招くおそれがあります。お互いの安全のため、多少不便はがまんして、駐車場を利用願ひします。

**違法駐車はやめましょう**  
ビレジ内は交通安全で

**夜間の戸締りを お隣りと声をかけあい、盗難防止**

**投書函を設置 建設的なご意見を**

自治会館に投書函を設置しました。皆様建設的なご意見やご提案をお聞かせ下さい。自治会運営に活用させていただきます。なお、仮番・氏名もご記入願ひします。投書の一部は広報紙上に発表させていただきますが、匿名希望の方はその旨を記して下さい。(広報部)





# 根づいた夏祭 ビレジを新しい故郷に



皆さんご協力ありがとうございました。夏まつり実行委員長 三木 茂武

「小さな皆さん今日は、大人の皆さん今日は、

皆さん今日は、近所のお祭です。どうぞご家族で一緒に、近所と家族ぐるみでおみこしをかついだり、踊ったり、食べたり、聞いたり、楽しく夏休みのお一日をお過ごし下さい。

小さな皆さん、私たち大人にはそれぞれ故郷があります。私たちの故郷は全国各地です。外国が故郷の方もいます。その故郷には親や友だち、街並や風景、そしてお祭りなど楽しい思い出や懐かしい思い出が尽きません。いまこの柏ビレジには千人以上のお子さんがあります。将来、この柏ビレジが故郷になるわけです。家族で楽しい一ときを過ごすばかりでなく、成人したときに故郷の楽しい思い出

になるように、また柏ビレジの『故郷まつり』に行けば、古い友だちとも会える楽しみができることを願ひながらこの準備をしてきました。

私たちも子供のお祭りを思い出しながら、家族と一緒に、近所と一緒に、楽しみます。実行委員会はこのよ

うなことを念願しながら企画し、準備した『柏ビレジ夏まつり』でした。

幸い台風も過ぎて天気にも恵まれ、無事に終了できました。何よりも、予想を上回る大勢のご参加を得たこと、財政面でご協力頂いた東急関係各社、商店会や周辺企業の方々、全面的に花火資金にご協

力頂きました。盆踊りでは隣接町内会の婦人部の方が参加



賛下さった住民の各位に厚く御礼申し上げます。私にとつてこのような仕事は初めての体験でしたが、集わられた皆様ひとりひとりが故郷の祭りの楽しい思い出をお持ちであることが感じられました。残念ながら経費面からムリでしたが、矢張り小さくてもいいから本物のみこしを一度担がせたい、太鼓も叩かせたいという思いを強くします。同様に、諦めかけていた花火を皆様のご寄付で実現でき、まつりを盛り上げる事ができました。重ねてご協力にお礼申し上げます。

してくれましたが、太鼓とともに恒例の行事になりました。来年も楽しい夏まつりをと願っています。みこしの飾りつけ、置き場所、そしてビレジにも盆踊りの中心になるグループを作るとか、揃いの浴衣を作るとか、考えるべき問題もたくさんあります。なお、花火の寄付の残額が若干ありますが、有効に活用させていただきたいと思ひます。



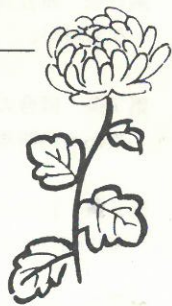
## 自治会館の利用を

柏ビレジ自治会館の一般利用は、八月五日付回覧の通り、十月十日より再開しました。利用実績からみて、まだ利用頂ける余地が十分あります。是非、趣味、教養、文化研修などサークル活動を通して、会員相互の親睦の場としてご利用下さい。利用申し込みの受付は毎週日曜日午前十時～十二時を原則として

います。突然の集りなどの場合でも、会館管理をお手伝い願えるボランティアの方のご協力を頂いて、日曜日のほか、火、木、土曜日にも午前十時～十二時まで、受け付けております。今のところ、教室、学習塾的な性格の集まりはご遠慮頂いております。利用料金は管理費

(水道、光熱費)の一部を受益者負担の原則により、一単位時間(二時間)当たり金千円を自治会銀行口座に振込んで頂きます。

この利用時間、料金などにつきましては、将来改訂の余地を残しておきますので、ご意見がございましたら、自治会役員会までお寄せ下さい。会館のご利用とは別に、会館の備品(天幕、長机、椅子、湯呑、コップ、ポット、灰皿など)も必要に応じて無料で貸し出しますので、ご利用下さい。(自治会館館長・中田)



後記 ○：ニュー スも八号を数えましたが、毎度の遅れぶり、申し訳ありません。 ○：管理組合の発足で、残る大件案は建築協定運営委員会だけとなりました。 ○：前号に載せた東急から柏市などへの移管に遅れているものがあります。関係者は施設部に確認して下さい。 ○：東急の土屋マネジャーが転出、細谷氏が後任です。引き続きよろしくとのことです。 ○：本号、出血サーピスの四ページ建て。た дайいま編集のボランティア募集中なり。



## 交通事故防止に御協力を

一、江戸坂(または井戸坂)の一方通行 「朝七時より八時十分まで」は、登校児童の安全を守るため、自動車はビレジから出る車の一方通行とし、ビレジに入る車は花の井戸戸回りをお願いします。二、ビレジ内ジョッピ

一、江戸坂(または井戸坂)の一方通行 「朝七時より八時十分まで」は、登校児童の安全を守るため、自動車はビレジから出る車の一方通行とし、ビレジに入る車は花の井戸戸回りをお願いします。二、ビレジ内ジョッピ

二、緑道出口は確保し 三、緑道出口は確保し

四、ビレジ内は安全運転、静粛運転を心がけて下さい。 五、安全ベルトを着用しましょう。(高速道路ではベルト着用義務があります。) 六、お宅の前の交通標識が街路樹の繁みで見えにくくなっている場合があります。枝を払って見えやすくしましょう。(防災安全部)

## 柏ビレジ共有施設管理組合の関連規定 (いずれも付則で昭和60年10月1日からの施行を定めています)

### 柏ビレジ共有施設管理組合規約

(名称)

第1条 この会は柏ビレジ共有施設管理組合(以下「組合」という)と称する。

(事務所)

第2条 組合の事務所は柏ビレジ自治会館におく。

(目的事業)

第3条 組合は柏ビレジ住民が共有する以下の施設の維持管理を目的とする。

東急不動産株式会社と取り交わした覚書第3章にもとづくTV共視聴施設

2. 前項の事業を行うため、別に事業運営規定並びに会計規定を定める。

(組合員)

第4条 組合は原則として柏ビレジ内に居住する施設利用権利者全員を以て構成する。東急不動産株式会社との覚書にもとずき、組合員が当該団地に居住または施設を共有する限り脱退は認めないものとする。

(組合費)

第5条 組合員は第3条に定める事業目的遂行のため、組合費を納入しなければならない。

2. 前項の組合費の金額並びに納入方法等は別に定める会計規定による。

(役員)

第6条 組合に次の役員(理事)をおく。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

組合長	1名	副組合長	2名
監査役	2名	会計理事	2名
理事	10名以内		

(役員職務)

第7条 組合長は組合を代表し、組合の業務を統括する。

2. 副組合長は組合長を補佐し、組合長事故あるときはその職務を代行する。

3. 監査役は組合の業務及び会計を監査し、総会において監査結果を

報告する。

4. 会計理事は組合の会計業務にあたり、会計帳簿を保管する。

5. 理事は理事会を構成し、必要事項を審議、議決し、組合の業務遂行にあたる。

(役員選任)

第8条 理事は総会の決議により組合員のうちから選任する。

2. 組合長及び副組合長は理事の互選による。

3. 前項の役員が欠けたときは、組合長が選任するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は総会及び理事会とする。

2. 会議の招集は組合長が行ない、組合長をその議長とする。

(総会の招集)

第10条 定時総会は毎年1回、年度初めに招集する。

2. 定時総会に付議すべき事項は次の通りとする。

- ① 事業計画と予算
- ② 事業報告と決算
- ③ 監査報告
- ④ 規約の改正
- ⑤ 役員選出
- ⑥ その他の必要事項

3. 必要に応じ臨時総会を開くことができる。

(総会の決議)

第11条 総会は組合員の過半数(委任状を含む)を以て成立し、議決は出席組合員の過半数を以て決する。可否同数のときは議長が決する。

(理事会の招集及び議決)

第12条 理事会は組合長が必要に応じ招集する。

2. 理事会は3分の2以上の理事の出席により成立し、議決はその過半数を以て決する。可否同数のときは議長が決する。

(会計)

第13条 組合の経費は次の収入を以て充てる。

- ① 組合費
- ② その他雑収入

2. 会計年度は4月1日から翌年3月末日までとする。

### 柏ビレジ共有施設管理組合規約にもとづく TV共視聴施設事業運営並びに会計規定

第1条 柏ビレジ共有施設管理組合規約第3条及び第5条にもとずき、本組合の事業運営並びに会計はこの規定による。

第2条 本施設の維持管理及び経費負担の責任範囲は、次の通りとする。

- (1) 組合 覚書に定める受信点設備から各戸に取り付けられるテレビ用保安器までの諸機器等の施設
- (2) 組合員 保安器出口から屋内施設の部分、並びに本施設を利用した共同防犯防災システムの屋内施設部分

第3条 組合員は自己の使用する引込線を本組合に無断で変更し、またはこれを他人の用に供してはならない。

第4条 組合は本施設の保守、維持管理等を理事会の決定により業者に委託することができる。

第5条 組合費は月額、保守維持管理費200円、大修理充当金400円の計600円とし、6月と12月に半年分を徴収する。

2. 組合員が納入した組合費は原則として返還しない。

第6条 組合員から徴収した組合費等は、これを他の目的に流用してはならない。

第7条 組合の経費に不足金が生じたときは、理事会の決議を経て組合員から臨時費を徴収できる。

第8条 組合の経費に剰余金が生じたときは、理事会の決議を経て組合員に還付することができる。

第9条 組合員は本規約及び本規定、並びに覚書を遵守するものとし、本施設では受信できない電波用のアンテナ設置については理事会の承認を要する。

2. 前項の規定に違反する行為のあった者については、理事会の決定により適切な措置をとることができる。